

## 第1回農業委員会総会議事録

### 1. 開催日及び場所

- (1) 開催期日 令和5年12月21日(木)
- (2) 開会時刻 15時00分
- (3) 閉会時刻 17時00分
- (4) 開催場所 津和野町役場本庁舎 第1会議室

### 2. 出席状況

#### (1) 出席委員

##### ○農業委員

- |       |       |      |       |      |       |
|-------|-------|------|-------|------|-------|
| 1番委員  | 吉田 茂  | 2番委員 | 森元 健一 | 3番委員 | 永田 京子 |
| 4番委員  | 三家本雅夫 | 5番委員 | 有田 和将 | 6番委員 | 岩本 学  |
| 7番委員  | 齋藤 泰彦 | 9番委員 | 青木 暢大 |      |       |
| 11番委員 | 林 靖登  |      |       |      |       |

##### ○農地利用最適化推進委員

- |         |       |        |       |        |        |
|---------|-------|--------|-------|--------|--------|
| 1-1番委員  | 村上 巖雄 | 1-2番委員 | 藤井 隆一 | 1-3番委員 | 石橋 康邦  |
| 1-4番委員  | 橘 明子  | 1-5番委員 | 御手洗 剛 | 1-6番委員 | 橋本 六雄  |
| 1-7番委員  | 木村 大輔 | 1-8番委員 | 増成 孔也 | 1-9番委員 | 齋藤 ミサ子 |
| 1-10番委員 | 山田 喜治 |        |       |        |        |

#### (2) 欠席委員 / 遅刻委員

- 8番委員 前田 生敏 / 10番委員 田中 聖司

#### (3) その他出席者

(議事に参与した者の職氏名)

- |           |       |
|-----------|-------|
| 農業委員会事務局長 | 小藤 信行 |
| 農業委員会事務局  | 村上 宏志 |
| しまね農業振興公社 | 江上 俊二 |

### 3. 提出議案内容

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について  
申請番号 5-412号、5-420号、5-422号、5-423号
- 議案第2号 非農地証明願の承認について  
申請番号 5-421号
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について(諮問)

#### 4. 議事進行及び顛末

事務局長	只今から第1回津和野町農業委員会総会を開催させていただきます。本日が新体制最初の総会になります。12月1日に皆さん顔合わせをしたところですが、まだまだ新農業委員、推進委員さんについては、なかなか分からないことも多いかとは思いますが。総会後に研修も行っていきたくと思っていますのでどうぞよろしくお願いします。今日は雪も降っていますが、寒暖差が激しい日々が続いています。体調に気を付けていただけたらと思います。
会長	改めましてみなさんこんにちは。新しい委員さんは今日が初めてですので、分からないことがあったら遠慮なさらずに聞いてください。私や事務局の知っている範囲でお答えをいたします。今日から向こう3年間よろしくお願いします。以上です。
事務局長	本日は、前田農業委員さんから欠席の連絡をいただいています。また、田中農業委員さんについては遅れると聞いていますので、11名中9名の農業委員さんが参加されており委員数の過半数を超えていますので、本総会が成立していますことを宣言いたします。それではこれ以降は会長の議事進行をお願いします。
会長	議事録署名者を指名します。1番吉田茂委員さん、2番森元健一委員さんをお願いします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について
会長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号5-412号を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号5-412号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告ですが担当地区委員が私ですので報告します。
会長	12月12日に譲渡人の●●さんと現地を確認しました。草が若干伸びておりますが、年に数回草刈りをして管理をされておりました。今後は譲受人の●●さんに家を譲渡することに併せて申請地についても利用していただいて管理をしてもらうことになったそうです。以上です。
会長	それでは、申請番号5-412号への質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いします。
橋本推進委員	研修用テキスト農地法の9ページにあります、①機械が十分に確保されている②技術が十分にあるとありますが、機械が十分にあるとは、全部機械がないといけないということですか。
会長	面積にもよりますが、ここは100㎡くらいの畑なので果樹を植えるとかで

橋本推進委員 会長 橋本推進委員 事務局 会長 委員 会長 委員 会長 会長 事務局 会長 橋本推進委員 会長 橋本推進委員 会長 橋本推進委員 会長	<p>あれば、それを管理する上では、機械は草刈り機位しかいらな いと思 います。これが、田を何反も買うということならば、なおかつ水 稲栽培を するという ことであれば、田植え機からコンバインまで必要になるかとも いま す。</p> <p>それは全て買わないといけないですか。</p> <p>いえ、そこは、農業法人などからリースするとかでも大丈夫 です。</p> <p>もう1点、裁判所の競売とかの案件については農業委員会は 関係ない んですか。</p> <p>先程の研修テキストにもありましたが、競売による取得は農 業委員 会の許可は必要ありません。</p> <p>その他、質問ありませんか。</p> <p>無し</p> <p>それでは質疑を打ち切ります。申請番号5-412号について 承認さ れる方は 挙手をお 願いし ます。</p> <p>全員挙手</p> <p>全員挙手です。議案第1号「農地法第3条の規定による許 可申請 の承認に ついて」申 請番号5- 412号は 原案通り 承認され ました。</p> <p>続いて、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請 の承認 について」 申請番号 5-420号 の審議に 移ります。 事務局は 説明をお 願いし ます。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申 請の承 認につ いて」申 請番号5- 420号に ついて説 明いたし ます。</p> <p>・・・議案内容説明・・・</p> <p>現地確認の報告を担当地区委員の橋本推進委員さんお願 いし ます。</p> <p>現地調査の確認を、昨日12月20日に●●司法書士事務 所の●● さん と行 いま した。ま ず、畑の 289番に ついては 隣に●● が所有 するハ ウスを● ● さん に貸さ れてい ますの で、私 も●● さん を知 って いま した こと から、 今 回●● さん がこ うい った 形 で 隣 の 畑 を 使 う こ と を お 知 ら せ し た ら、 そ れ は 承 知 し て お り 何 ら 影 響 は な い と 回 答 を い た だ い て い ま す。 292 番 に つ き ま し て は そ の ハ ウス よ り か な り 高 い 位 置 に あ り、 そ こ も 近 隣 の ●● さん の 農 作 業 に 何 ら 影 響 は な い か と 思 い ま す。 以 上 で す。</p> <p>ありがとうございました。それでは、申請番号5-420号への 質疑を 受け ま す。質 疑の あ る 方 は 挙 手 を お 願 い し ま す。</p> <p>ちょっといいでしょうか。農業委員会の議案の中で過去に 否決さ れたと い う こ と は あ り ま す か。</p> <p>否決まではありませんが、この辺はどうでしょうかと、次 回まで に確認 して再 度審議 はあり まし た。</p> <p>どういった所に不備があったらそのようなことになりま すか。</p> <p>それは、その都度、この点についてはどうでしょうかと確認 が必要 な部分</p>
--	---

事務局	<p>について確かめます。</p> <p>近年、空き家に付属した狭小な農地についての案件が増えてきており、基本的には家庭菜園は営農の部類に入りませんので本来ですと取得できないかもしれませんが、都会と田舎の家庭菜園は規模が違いますし、家だけ譲渡すると、人は帰ってきませんので確実に農地は荒廃しますから、当委員会においては色々な条件を勘案して判断をしていますので、この辺の審議については慎重になる部分ではあると思います。</p>
会長	<p>以前は、下限面積要件がありましたので、3反以上の農地を持っている人でないと農地は取得できませんでしたので、特例申請をしてから3条申請をしてもらっていました。今年の4月から無くなりましたので、農地があるよりは、きちんと耕作が出来る方であればその方に管理してもらうほうが良いかと思っています。</p>
会長	<p>その他に質問ありませんか。</p>
委員	<p>無し</p>
会長	<p>それでは質疑を打ち切ります。申請番号5-420号について承認される方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手</p>
会長	<p>全員挙手です。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号5-420号は原案通り承認されました。</p>
会長	<p>続いて、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号5-422号の審議に移りますが、5-423号も関連しているそうですので一括して事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号5-422号と5-423号ですが、譲渡人が異なっていますが、同一世帯の母と娘で、譲受人も同一の方ですので一括で説明いたします。</p> <p>・・・議案内容説明・・・</p>
会長 御手洗推進委員	<p>現地確認の報告を担当地区委員の御手洗推進委員さんをお願いします。</p> <p>それでは現地確認を致しましたのでご報告いたします。12月18日午前10時に譲受人の●●さん●●さんが依頼しました●●司法書士事務所の●●さんと今後譲り受ける●●さんの立会いの下で調査をさせていただきました。事務局から詳しい説明もありましたが、●●さんの長女が●●さんでありますそういったなかで、今までも全面的に平成20年ですか、以後、ご親戚でもある●●さんに管理を依頼されて●●さんが草刈り等をされてきています。写真をご覧くださいますと荒れている状態ではありません。説明にもありましたが●●さんは1町6反程度の田を持っておられます。ただ、今は法人の理事もされておられて法人に農地を集積している状況であります。法人に入っておりますので、畑を作るにしてもトラクター等の利用は可能であると思っております。今後のことにつきましても説明</p>

<p>会長</p>	<p>にありましたが、譲渡人には今後耕作する可能性が無いということであり ます。●●さんの家の裏の所にもう一軒●●さん名義の家と土地もあり、 相続人もおられますが、実際に管理は●●さんがされていますので周辺へ の影響はないかと思えます。以上です。</p> <p>ありがとうございました。それでは、申請番号 5-422 号と 5-423 号への 質疑を受けます。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>無し</p>
<p>会長</p>	<p>それでは質疑を打ち切ります。申請番号 5-422 号と 5-423 号について承 認される方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>全員挙手</p>
<p>会長</p>	<p>全員挙手です。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認に ついて」申請番号 5-422 号と 5-423 号は原案通り承認されました。</p>
<p>会長</p>	<p>議案第 2 号 非農地証明願の承認について</p> <p>続きまして、議案第 2 号「非農地証明願の承認について」申請番号 5-421 号の審議に移ります。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第 2 号「非農地証明願の承認について」申請番号 5-421 号について説明いたします。</p> <p>・・・議案内容説明・・・</p>
<p>会長</p> <p>橋本推進委員</p>	<p>現地確認の報告を担当地区委員の橋本推進委員さんをお願いします。</p> <p>現地確認を 12 月 20 日に●●司法書士事務所の●●さんで行いました。現 状は農地とはかけ離れておりまして、数分くらい山の方へ登っていきまし て奥の方は山林になっており全て山に囲まれた湿地でした。その圃場自 体も畑といっても木が 2 メートル間隔くらいに生えていて、これは畑とい うよりは山林に近いと言える状態でした。以上です。</p>
<p>会長</p> <p>橋本推進委員</p>	<p>ありがとうございました。それでは申請番号 5-421 号への質疑を受け付け ます。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>こういった件が私の地区でも多いのですが、例えば耕作放棄地となって 20 年以上経って山林となっているんですが、規定の第 3 条第 2 項にある作為 的に非農地化した農地とありますが、この区分けはどのようにしますか。</p>
<p>事務局</p> <p>橋本推進委員</p>	<p>基本的には、植林といった意図的に地目を変更することになりますが。</p> <p>畦畔等を猪が荒らしてぐちゃぐちゃにしてるケースもありますが、それ でも農地ですから草を刈って農地として管理するが、原状回復できないこ ともあります。それに、山の奥で自然に木が生えて農地として利用できな いといった自然になったところを農業委員会ではこういった風に判断して いけばいいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>また、研修会でも説明はさせていただきますが、基本的には農地として復</p>

橋本推進委員 事務局	<p>旧が可能なのか困難なのかというところで、トラクターなどの農作業機械で耕起が可能ならば農地であり、重機を用いて伐根までしないといけない状況であれば非農地とする一つの判断基準になります。</p> <p>猪に荒らされてるような場所は。</p> <p>用途が田なのか畑なのかはあるかと思いますが、水路が使えなくて田としては利用でいないが、耕起して畑として利用できるなら農地としてよろしいかと思います。</p>
会長	<p>地籍調査を実施しているところは、地籍の担当者が地目の変更をしていくので登記では農地でも現況が山林であれば登記まで山林に地目変更してくれます。山裾にある細い畑などが山に取り込まれたような場合は、今後の農地調査で非農地の判断をして農地台帳から落としていくこととなります。</p>
会長 委員 会長	<p>その他、質問がありますか。</p> <p>無し。</p> <p>それでは質疑を打ち切り、申請番号 5-421 号の採決を行います。承認されるかたは挙手をお願いします。</p>
委員 会長	<p>全員挙手</p> <p>全員挙手です。議案第 3 号「非農地証明願の承認について」申請番号 5-421 号は承認されました。</p>
会長	<p>議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について（諮問）</p>
事務局	<p>続きまして議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。</p> <p>・・・議案内容朗読・・・</p>
会長	<p>それではしばらく目を通してください。</p>
会長 村上推進委員 事務局	<p>質疑ないでしょうか、なければ承認に移ります。</p> <p>今の集積計画の期間については長くしていても問題はないのでしょうか。促進計画に移行しても、現在の集積計画で設定された期間については有効になります。</p>
会長 橋本推進委員	<p>その他、質問はありませんか。</p> <p>私どもの地区は中山間地区の山奥で、色々な谷筋があるんですが、法人化するにもなかなか効率が悪くてできないと、ある程度農業に従事している</p>

会長	<p>ものも 70 代・80 代と高齢化が進んでおり、こういった地区で農地を一括して管理するような方法はあるのでしょうか。</p> <p>現状、無いと思います。耕作をしてくれる人がいればいいですが、なかなかいないのが現状ですので、先程から話に出ています、地域計画をつくって、どのように地区の農地を守っていくかをこれから皆で考えていかなければいけません。</p>
橋本推進委員会 会長	<p>これが一番の問題でしょうね。</p> <p>誰も、耕作が困難な農地を耕作したくはないので、公民館単位の地域で話し合って農地をどう守っていくのかを決める地域計画を策定していくのが、今、畑迫地区で始まっています。あと、農業法人がある地区は法人が担い手となって引き受けているのであまり問題はないですが、法人も全て受けれるわけではないです。</p>
橋本推進委員会 会長	<p>国や JA はどうですか。</p> <p>国や JA は農地の管理には直接関係ありませんので地域でどうにかしていく必要があります。それが地域計画です。それか、直接支払い等の制度を上手に使っていく必要があります。</p>
会長	<p>その他ありますか。</p>
委員	<p>無し。</p>
会長	<p>「議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について（諮問）」については、承認ということによろしいか。</p>
会長	<p>はい。</p> <p>議案第 3 号は承認といたします。</p>
会長	<p>本日提案された議案は以上でございます。</p>